

3月定例会の議決結果

■市長提出議案 (52件)

件名	結果	採決状況
人権擁護委員候補者の推薦 (2件)	同意	全会一致
平成 25 年度予算 (9件)		
一般会計	可決	賛成多数
国民健康保険特別会計	可決	賛成多数
後期高齢者医療特別会計	可決	賛成多数
介護保険事業特別会計	可決	賛成多数
公共下水道事業特別会計	可決	賛成多数
土地取得特別会計	可決	全会一致
企業団地造成事業特別会計	可決	全会一致
温泉保養センター特別会計	可決	全会一致
水道事業会計	可決	賛成多数
教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正	可決	賛成多数
公告式条例の一部改正	可決	全会一致
行政組織条例の一部改正	可決	全会一致
庁舎会議室等の使用に関する条例の制定	可決	全会一致
職員の給与に関する条例等の一部改正	可決	全会一致
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正	可決	全会一致
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正	可決	全会一致
新型インフルエンザ等対策本部条例の制定	可決	全会一致
空き家等の適正管理及びまちなか居住促進に関する条例の制定	可決	全会一致
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正	可決	賛成多数
税条例の一部改正	可決	全会一致
国民健康保険税条例の一部改正	可決	賛成多数
一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定	可決	全会一致
指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	可決	全会一致
指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定	可決	全会一致
デイサービスセンター条例の一部改正	可決	全会一致
都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定	可決	全会一致
都市公園条例の一部改正	可決	全会一致
市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の制定	可決	全会一致
準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定	可決	全会一致
道路占用料徴収条例の一部改正	可決	全会一致
市営住宅条例の一部改正	可決	全会一致
市有吉田東栄町住宅条例の一部改正	可決	全会一致
下水道条例の一部改正	可決	全会一致
下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正	可決	全会一致
布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定	可決	全会一致
水道事業の設置等に関する条例の一部改正	可決	全会一致
特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定	可決	全会一致
市道路線の認定	可決	全会一致
他の団体の公の施設の利用に関する協議	可決	全会一致
平成 24 年度補正予算 (8件)		
一般会計補正予算 (第 10 号)	可決	賛成多数
一般会計補正予算 (第 11 号)	可決	賛成多数
一般会計補正予算 (第 12 号)	可決	全会一致
国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)	可決	賛成多数
後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	可決	賛成多数
介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)	可決	全会一致
公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)	可決	全会一致
土地取得特別会計補正予算 (第 1 号)	可決	全会一致
財産の処分	可決	全会一致
子どもの医療費助成に関する条例の一部改正	可決	全会一致
教育委員会委員の任命	同意	全会一致

3月定例会

条例の制定や改正

変更時に工事が
中断しないように

市議会の議決に 付すべき契約

◎賛成多数で可決

議会議決を得た契約で、その後、変更契約が必要となった場合、変更議決を得るまでの期間について工事の中止が必要となり、変更指示も議決後となるため、請負者の工期確保や資機材の調達など、直接的な損失を抑えるために、変更前の金額の 100 分の 10 (その金額が 1 億円を超えるときは、1 億円) 未満の増減については、議会の議決を要しないものとする。

反対意見

議会はチェック機関であり、最も大切なのは、お金の使い道をチェックすることである。議会での承認なしに変更契約を締結できるのはおかしい。全国の自治体で、公共工事をめぐって不祥事が最も起こりやすいのは、皆さんご存じのとおりである。議会議決が必要ということが、工事の停滞を招くことになるのであれば、いつでも速やかに議事を開けばよい。

賛成意見

本条例改正は、すでに議会議決を得た予算の範囲内での金額の変更を認めるものである。一般的には、工事が進む中で、必ずと言ってよいほど工事の変更はあるが、変更工事の発生により工事が中断することは、人件費や資機材調達など、経費の増加や、工期確保の負担を生じさせることになる。条例改正後は、議会議決を得た工事がスムーズに進められ、中断することのないよう、市には適切な指示を出していただきたい。

ドウナル? ドウナッタ?

TSUBAME-CITY GIKAI NOTE

主な議案の審議についてお知らせします

国民健康保険税条例の一部改正

国保税の引き上げに賛否両論

◎賛成多数で可決

この改正は、高齢化や医療費の増加などにより、厳しい状況にある国民健康保険財政を健全に運営していくため、燕市国民健康保険税条例の一部改正を行うものです。

改正については、平成 27 年度に国民健康保険制度

の改正が予定されていることから、平成 25 年度及び平成 26 年度の 2 カ年分の改正です。

改正の内容は、低所得者層への負担に配慮し、「資産割 20% を廃止」することとし、所得割合計 8.97% を「12.3%」に、均等割合計 3 万 9,200 円を「4 万 8,800 円」に、平等割合計 2 万 7,000 円を「3 万 2,000 円」にそれぞれ改正するものです。

反対意見

国保はサラリーマンや公務員が入る保険と違い、定年退職者・リストラされた人・臨時職員やパートなどの方々も入る国民皆保険制度の受け皿となっている。燕市の国保加入者でも 21.5% が無収入で、所得 204 万円以下が全体の約 8 割にも及び。県内でも保健事業以外の一般会計からの繰り入れを平成 23 年度で 12 自治体が行っている。燕市でも繰り入れを行い、国保税の引き上げは行うべきでない。

世帯主が 40 歳～64 歳の夫婦と子ども 2 人の場合の比較 (資産割なし)

所得	24 年度保険税	25 年度保険税	引き上げ額
50 万円	94,400 円	118,700 円	24,300 円
100 万円	139,200 円	180,200 円	41,000 円
150 万円	231,600 円	300,300 円	68,700 円
200 万円	308,100 円	401,000 円	92,900 円
250 万円	353,000 円	462,500 円	109,500 円
300 万円	397,800 円	524,000 円	126,200 円

賛成意見

国民健康保険運営協議会でも、「法定外繰り入れを行うべきではない」という考えは理解できるとしている。また、組合健保、共済組合、協会けんぽさまざまある中で、国民健康保険にのみ一般会計からの補てんを行うことは、著しく公平性を欠くものであるから、国保会計の中で赤字を解消すべきである。さらに、一般会計から繰り入れを行うということは、現在行われている行政サービスの低下を招くことになる。

年間 2 億 9,000 万円の赤字が予想されることから

- ・高齢化や医療費増加などに対応するために一部改正するもの
- ・低所得層に配慮し、「資産割は廃止」とする

税率合計の比較

税率合計	応能割	所得割額	平成 24 年度	平成 25 年度	増減
			8.97%	12.30%	3.33%
		資産割額	20.00%	廃止 ▲ 20.00%	
	応益割	均等割額	39,200 円	48,800 円	9,600 円
		平等割額	27,000 円	32,000 円	5,000 円

1人当たりの税額比較

課税区分	平成 24 年度	平成 25 年度	対前年度 引き上げ額
	被保険者 1 人 当たり保険税 調定額		
医療・後期・ 介護	96,906 円	115,580 円	18,674 円

国民健康保険制度における国 庫負担の増額を求める意見書

国民健康保険は、国民皆保険制度の根幹として、住民の健康保持及び増進を図り、人々が願う安心な日々の生活を支える、非常に重要な役割を果たしている。

国民健康保険制度は他の被用者保険に比べ、加入者の平均年齢が高く、低所得者や無職者が多いといった構造的な問題を抱えており、自治体による自主努力には限界がある。

今後さらに高齢者比率の上昇や医療費の増加等が進むことは明らかであるが、制度維持のために、加入者の保険料負担を高めることは、もはや限界に達しつつある。

よって、当市議会は、国の責任において、国民健康保険制度が社会保障として存続させ、加入者が安心して医療を受けられるよう、国庫負担率の引き上げを行う等、健全な国民健康保険制度の構築を図ることを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

内閣総理大臣・厚生労働大臣
財務大臣・衆議院議長・参議院議長